

都市計画法施行令第25条第6号ただし書の運用基準

(目的)

第1条 この基準は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「施行令」という。)第25条第6号ただし書の運用に必要な事項を定め、もって事務の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準の用語の意義は、特に定めのない限り、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、施行令及び伊勢市土地開発事業指導要綱(以下「指導要綱」という。)の定めるところによる。

(既存公園)

第3条 既存公園とは、伊勢都市計画で定める公園、又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条で規定する都市公園をいう。ただし、未供用の区域は含まない。

(運用基準)

第4条 施行令第25条第6号の「開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。ただし、開発行為の規模が10,000平方メートル未満のものに限る。

(1) 開発区域全体が次に掲げる数値で包含でき、かつ、予定建築物が専用住宅である開発行為。

既存公園の面積	既存公園の敷地境界からの直線距離
100平方メートル以上1,000平方メートル未満	250メートル
1,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	500メートル
10,000平方メートル以上	1,000メートル

※この数値は、開発区域と既存公園との間に、鉄道、道路(中央分離帯のあるものに限る。)又は一級河川がなく、利用者の通行が妨げられることなく利用できる状況でなければ、使用することができない。

(2) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業又は防災街区整備事業の施行として開発行為が行われ、適正に公園又は広場が確保された区域内での二次的な開発行為。

(3) 法第29条で規定する許可を受けて、適正に公園又は広場が確保された区域内での二次的な開発行為。

2 前項に該当する開発行為について、市長は、指導要綱で規定する予備協議又は事前協議の申し出があったときに、公園、緑地又は広場の設置を求めないことができる。

(その他)

第5条 この基準に定めのない事項については、その都度市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。